日野市規則第７７号

日野市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規則

（趣旨）

第１条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第１項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第23条第１項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　定款

(2)　登記事項証明書

(3)　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(4)　法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

(5)　前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

(6)　当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

(7)　これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

(8)　法第24条各号に規定する業務に関する計画書

(9)　前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（支援法人の指定）

第３条　市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第１項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

(1)　法第24条各号に規定する業務を市で実施することが困難な場合であって、かつ、当該業務を申請者が実施することが適当であると市長が認めるものであること。

(2)　申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(3)　第８条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者でないこと。

(4)　 日野市暴力団排除条例(平成24年条例第29号)第２条第２号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。

(5)　役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ア　未成年者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

エ　心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ　暴力団員等

(6)　申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(7)　申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

(8)　申請者が、前事業年度の収支決算書において、純損失を計上しておらず、貸借対照表において債務超過に陥っていないこと。

２　前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して５年を経過する日の属する年度末までとする。

３　市長は、前条の規定による申請があったときは、審査の上支援法人の指定の適否を決定し、申請書が到達してから90日以内に申請者に対し、空家等管理活用支援法人指定通知書（第２号様式）又は空き家等管理活用支援法人非指定通知書（第３号様式）により当該申請者に通知するものとする。

４　市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例（平成28年条例第27号）第８条に規定する日野市住宅ストック活用推進協議会に意見を求めることができる。

（名称等の変更）

第４条　法第23条第３項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（第４号様式）により行うものとする。

２　支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等管理活用支援法人業務変更届出書（第５号様式）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第５条　支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（第６号様式）により市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第１項の規定による指定を取り消し、空家等管理活用支援法人指定取消書（第７号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

４　前２項の規定は、第８条の規定による指定の取消しについて準用する。

（事業の報告）

第６条　支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

２　支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第７条　市長は、法第25条第２項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第８条　市長は、法第25 条第３項の規定により、支援法人が法第25 条第２項の規定による命令に違反したときのほか、第３条第１項第２号、第４号若しくは第５号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第３条の規定による指定を取り消すことができる。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行し、令和５年12月13日から適用する。

第１号様式(第２条関係)

年 月 日

（あて先）

日野市長

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等管理活用支援法人指定申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第１項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

１ 定款

２ 登記事項証明書

３ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

４ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

５ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

６ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

７ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

８ 法第24条各号に規定する業務に関する計画書

９ その他業務に関し参考となる書類

第２号様式（第３条関係）

第 号

年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号　　　　　　　　　　　 様

日野市長

空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第１項の規定による空家等管理活用支援法人として指定します。

記

１ 法人の名称又は商号：

２ 法人の住所：

３ 事務所又は営業所の所在地：

４ 業務内容：

５ 指定の期間：

６ 指定にあたっての要件その他の事項：

(備　考)

1．この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2．この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として(訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第３号様式（第３条関係）

第 号

年 月 日

法人の住所

法人の名称又は商号　　　　　　　　　　　 様

日野市長

空家等管理活用支援法人非指定通知書

年 月 日付の申請については、審査の結果、空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第１項の規定による空家等管理活用支援法人として指定しませんので通知します。

記

非指定理由：

(備　考)

1．この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2．この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として(訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第４号様式（第４条関係）

年 月 日

（あて先）

日野市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第３項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更予定年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 変更する事項 | □法人の名称又は商号  □法人の住所  □法人の事務所又は営業所の所在地 | |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更の理由 |  | |

添付書類

変更内容が分かる書類

※該当する□にレ印を記入してください。

第５号様式（第４条関係）

年 月 日

（あて先）

日野市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人業務変更届出書

日野市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規則第４条第２項の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更予定年月日 | 年　　　月　　　日 | |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更の理由 |  | |

添付書類

変更内容が分かる書類

第６号様式（第５条関係）

年 月 日

（あて先）

日野市長

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

空家等管理活用支援法人業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、日野市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規則第５条第１項の規定により届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 廃止の理由 |  |

第７号様式（第５条関係）

第 号

年 月 日

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名 　　　　　　　　様

日野市長

空家等管理活用支援法人指定取消書

日野市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱規則第５条（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定取消年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 指定取消の理由 |  |

(備　考)

1．この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2．この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日野市を被告として(訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。